

こうけんでこうけん 後見DE貢献

～IKUKOのつぼやき～



2024年2月1日
発行所
オールフォーワングループ

国松司法書士法人
行政書士国松偉公子事務所
オールフォーワン土地家屋調査士事務所
〒1850021
東京都国分寺市南町三丁目22番2号
ゼルコパビル4階
TEL0423000255 fax0423000256
office@kunimatu.jp

怒涛のように1月を駆け抜けました。この時期は玄関先の梅のつぼみが少しずつ大きくなり赤くなっていく様子を見ながら出勤します。毎年成長する過程を見せてくれる植物はなんと強く美しいものか！人間もこうありがたいものだと感じざるを得ません。

さて今回は、見守り契約について取り上げています。まず第一に、市区町村の見守りサービスや民間会社の見守りアプリとは違う性質のものだと言わなければなりません。これらはいわゆる「生存確認」が第一の目的であると言えます。生命の危機が迫ってれば救急隊に伝達され出勤する、そんな役割も持っています。ところが私共が扱う見守り契約はそのような役割を持ちつつも、判断能力に異常はないか、今の環境で生活していて問題ないか、といったことを法律的な観点から考察してアドバイスやサジェッションを行うものなのです。見守り契約だけを行うというのは非常に稀で、任意後見契約や遺言などとセットで行うことがほとんどです。見守り契約の効用は、私共の感想として言えることなのですが、これを行うことで意外と本人が元気で長生き出来る、ということでしょうか。定期的に連絡を自分から取らなければならないため、どこか気持ちにハリがある方が多いように見受けられるのです。

IKUKOの三識 ～知識～見識～胆識



IKUKO

「見守り契約」という言葉を耳にしたことがあるでしょうか。読んで字の如く“見守り”をする契約なのですが、これは通常、**任意後見契約を結ぶときにセットで締結されます**。では、何故、任意後見契約と結びつきがあるのか、見守りとは一体何を見守るのか、具体的にみていきましょう。

そもそも任意後見契約は締結してすぐに発動するわけではありません。本人の判断能力が低下して初めて任意後見開始の申立をするのです。例えば、お一人暮らしで近くに親族がいないケースの場合、司法書士等と任意後見契約を結んだとしても、それを発動するタイミングを見極めたり、契約を実行することは難しいと思いませんか？場合によっては判断能力が低下していたにも関わらず、任意後見を発動することなく亡くなってしまうということも考えられます。そのような事態を回避するのが**「見守り契約」**です。

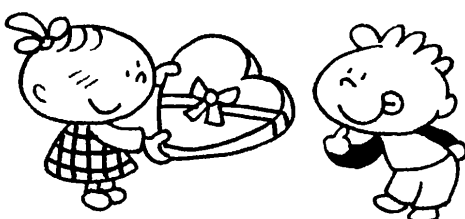
「見守り契約」は、**本人と任意後見受任者（任意後見人になる予定の人）が定期的に連絡を取り合い、健康状態や生活環境に変化がないかを確認します**。見守りの頻度や電話か訪問かといった確認方法は自由に決めることができるため、その人に合わせた契約が結べるのです。弊所では本人からの毎月の電話またはメール連絡、3ヶ月に一度の訪問がベースとなっています。毎月の電話は決まり事を忘れず実行できるか、認知能力の低下を見極める手段の一つにもなり、訪問と併せて発動のタイミングを見過ごすことのないようにしているのです。見守り契約のメリットは他にも、**将来、任意後見人になる人と信頼関係を構築しやすく、常に繋がっているという安心感が得られる**ということも挙げられるでしょう。一つご注意いただきたいのは、あくまでも見守ることが目的ですので、代理で契約を交わしたり、身の回りの世話を依頼することはできないということです。

YouTube

国松偉公子の
相続相談室
(*^o^*)



★LINE★
国松司法書士法人
新アカウントで
きました！！
どうぞよろしく☆



このような任意後見契約締結から発動までの空白の期間を埋めるための契約は、実は見守り契約だけではありません。他に**「財産管理契約」**、**「死後事務委任契約」**、**「遺言」**と、任意後見契約だけではカバーしきれないところを、より手厚くサポートできる契約がありますので、次号から順を追ってご紹介していきます。